

「介護職員等処遇改善加算」

専門家による 個別相談 のご案内

令和6年6月より処遇改善加算の制度が「本化」（「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が統一）され「介護職員等処遇改善加算」となります。新加算の施行にあたっては、賃金規程の見直し等の事業者の事務負担に配慮し、令和6年度中は経過措置を設けることとなっています。

当事業では、専門家（社会保険労務士）が事業所に直接訪問し、制度概要の説明から相談アドバイスを事業所の状況に合わせてご対応させていただきます。この期間に、しっかりとした整備を行ってはいかがでしょう！

相談回数・時間

- 1 事業所あたり最大 **3** 回程度訪問
- 1 回の支援 ⇒ **1 時間 30 分** 程度

相談費用

無 料

相談内容例

- ・新加算の概要がわからない。
- ・誰にどう配分すれば良いのかわからない
- ・職場環境等要件の取り組み内容
- ・就業規則、賃金規程の変更方法
- ・無理のない定期昇給の仕組み作り



※ 事業所とコンサルタントの承諾があれば、非対面（オンライン）での支援も可能です！

新加算を取得するには・・・以下の3つ種類の要件を満たすことが必要です。

1 キャリアパス要件

I～IIIは根拠規程を書面で整備し全ての介護職員に周知が必要

キャリアパス要件 I（任用要件・賃金体系） I～IV

・介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

※R6 年度中は年度内の誓約で可

キャリアパス要件 II（研修の実施等） I～IV

・介護職員の資質向上の目標や具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保する。

※R6 年度中は年度内の誓約で可

キャリアパス要件 III（昇給の仕組み） I～III

・介護職員について、昇給の仕組みを整備する。

※R6 年度中は年度内の誓約で可

キャリアパス要件 IV（改善後の賃金額） I・II

・経験・技能のある介護職員のうち 1 人以上は、賃金改善後の賃金額が年額 440 万円以上であること。

※R6 年度中は年度内の誓約で可

キャリアパス要件 V（介護福祉士等の配置） I

・サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

2 月額賃金改善要件

月額賃金改善要件 I I～IV

・新加算IV相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給または決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。 ※R7 年度から適用

月額賃金改善要件 II I～IV

・前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行う。

※現行ヘア加算未算定の場合のみ適用

3 職場環境等要件

I・II

・6 区分ごとにそれぞれ 2 つ以上（生産性向上は 3 つ以上、うち一部は必須）取り組む。情報公表システム等で実施した取り組みの内容について具体的に公表する。 ※R6 年度中は区分ごと 1 以上、取り組みの具体的な内容の公表は不要

III・IV

・6 区分ごとにそれぞれ 1 つ以上（生産性向上は 2 つ以上）取り組む。 ※R6 年度中は全体で 1 以上

旧3加算は、新加算 I～IV に分類されます！

※そして、令和6年度中の経過措置として新加算 V(1)～(14) が設けられます。

注目!

FAX : 0857-21-6572

【申込日】

年 月 日

令和6年度 鳥取県委託事業 「介護職員等処遇改善加算取得相談窓口設置事業」

無料相談申込票

法人名			
事業所名			
加算届出区分	※処遇改善加算（新加算）の届出で該当するものを○で囲んで下さい。 ・加算Ⅰ ・加算Ⅱ ・加算Ⅲ ・加算Ⅳ ・加算Ⅴ ・加算未届出		
所在地	〒 - - TEL : - - FAX : - -		
役職		氏名	
サービスの種類			
相談内容			
希望相談日時	第1希望	月 日 (: ~ :)	
	第2希望	月 日 (: ~ :)	
	第3希望	月 日 (: ~ :)	

【個人情報の取り扱いについて】

「無料相談申込票」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、相談、支部職員による日程調整、内容確認、各種講習会のご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

【実施決定欄】

センター使用欄

コンサルタント氏名	実施日時	実施場所	立会職員
	年 月 日 (: ~ :)		